

平成 28 年 7 月 1 日

文化庁長官官房著作権課  
著作物流通推進室 企画調査係 御中

### 著作権等管理事業法に関連する規制への意見

- ① 氏名: ネットワーク音楽著作権連絡協議会
- ② 性別: 該当なし
- ③ 職業: 該当なし
- ④ 住所: 東京都千代田区三崎町 2-16-9 イトービル 4F
- ⑤ 電話番号: 03-5226-8550
- ⑥ 該当項目: <キ> 使用料規程の届出 (第 13 条第 1 項前段)
- ⑦ 意見:

#### 1. 要旨

全ての管理事業の使用料規程の届出については、利用者代表との協議・合意を条件とした認可制に移行すべきである。

#### 2. 詳論

法第 13 条第 1 項および第 2 項は、管理事業者の意見聴取の努力義務にとどまることから、利用者又は利用者団体が到底合意できない内容の使用料規程でも、意見聴取の努力だけ行えば、使用料規程として届け出ることが可能となっている。

この点については、管理事業者が、利用者又は利用者の団体から十分な意見聴取を行わずに使用料規程を届け出たために、著作物の円滑な流通が阻害された実例がある。知財高裁平成 24 年 2 月 14 日判決 平成 22 年(ネ)第 10024 号 損害賠償事件においては、株式会社アジア著作権協会が、業務用通信カラオケ分野での利用者団体である一般社団法人音楽電子事業協会と、その使用料について合意することなく届け出た使用料規程について、その有効性が争点となった。この点について、判決は「著作権等管理事業者が利用者から相当額の著作権使用料を徴収する以上は、その使用料規程につき、利用者との協議を経て、その内容を周知させ、さらには利用者の納得を得る必要があると解すべき」、「両者間で原告規程につき合意に至っていないことからすれば、原告規程を基準として損害額を算定するのは相当でない。」と判示している通りであり、使用料規程の届出には利用者または利用者団体との合意を得ることが必要であるというのが司法判断である。しかし、実際は、利用者は納得のいかない使用料を払わざるを得ない状況になっている。なぜならば、著作物は代替性がない独占排他性の強い権利であるという特徴をもっているためである。

また、著作権等管理事業法施行規則第 14 条は、使用料規程を届け出る際に「利用者又は利用者団体からの意見を聴取するように努めたことを疎明する書面」を提出することを必要としている。しかし、その書面内容を利用者又は利用者団体が確認を望んでもできないまま受理される。現在の制度設計及び運用においては、使用料規程の内容について利用者又は利用者団体からの意見が反映されることが担保されていないため、著作物の円滑な流通の阻害要因になる恐れがある。

したがって、現行法の採る使用料規程の届出制は、利用者又は利用者団体との合意を得ないままでの使用料規程を認める制度であるから、司法判断に沿ってこれを改め、全管理事業者の使用料規程については、利用者・利用者団体の意見を集約する利用者代表との協議・合意を条件とした認可制に移行すべきである。

以上